

業務名：鳥取県公共事業労務費(令和8年10月)調査業務委託

仕 様 書

第1 (適用範囲)

本仕様書は、鳥取県が発注する「鳥取県公共事業労務費(令和8年10月)調査業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

第2 (通則)

本業務の遂行に当たっては、「公共事業労務費調査実施要領及び解説」(公共事業労務費調査連絡協議会)、「公共事業労務費調査運営要領」(公共事業労務費調査連絡協議会)、「公共事業労務費調査審査要領」(公共事業労務費調査連絡協議会)、「公共事業労務費調査(電子データ)エラー・チェック実施要領」(公共事業労務費調査連絡協議会)及び「公共事業労務費調査の手引き」(公共事業労務費調査連絡協議会)の各最新版によるほか、本仕様書によること。ただし、要領等に追加、変更がある場合、発注者(以下「甲」という。)の指示に従うこと。

第3 (業務上の疑義)

受注者(以下「乙」という。)は、本業務の実施に当たり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示を受けなければならない。

第4 (守秘義務)

乙は、本業務の遂行上知り得た事項を、甲の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第5 (調査員)

- 1 乙は、本業務の遂行に当たる調査員を定め、その氏名を甲に提出するものとする。また、乙は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、その氏名を甲に提出するものとする。
- 2 甲が調査員を不適当と認めた場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

第6 (業務の目的)

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労務者に支払われた賃金を、職種別に把握することを目的とする。

第7 (業務の内容)

1 調査方法

調査対象工事のうち、甲が別途指定する工事については、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査により実施するものとし、それ以外の工事については、原則として書面調査により実施するものとする。ただし、調査対象企業から希望があった場合には、対面調査も可能とする。なお調査票等の郵送作業等が必要となる場合は乙が実施するものとする。

2 調査対象工事及び件数

調査対象工事及び件数は、甲が指示した工事の内、調査票の提出がなかった工事及び調査月に作業がなかった工事を除き、乙が行うオンライン調査、書面調査及び対面調査(一次審査)並びに公共事業労務費調査等中国地方連絡協議会が行う二次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含む。

3 対象企業名簿及び施工体系図の提出依頼

乙は、事前に調査対象工事の元請企業に対して対象企業名簿及び施工体系図の提出を依頼する。その際、調査対象企業が対面調査を希望するか、併せて確認する。

4 一次審査日程表の作成

乙は、3で提出された資料を基に一次審査日程表を作成し、事前に甲の承認を得るものとする。

5 一次審査案内の通知

乙は、一次審査案内を調査対象工事の元請企業に通知する。

6 調査票の一次審査

(1) オンライン調査及び書面調査における審査

乙は、調査対象企業へ事前に賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票及び補足調査票等の提出を求め、公共事業労務費調査審査要領に基づき個々に審査する。

(2) 対面調査における審査

乙は、調査対象企業が調査会場に持参・提出する賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票

及び補足調査票等を、公共事業労務費調査審査要領に基づき個々に審査する。

(3) 補充調査

乙は、甲から指示があった場合、調査票等の記載内容について、電話での対象企業へのヒアリング等による補充調査を行う。

7 審査結果の整理・分析・とりまとめ

乙は、乙が行う一次審査及び公共事業労務費調査等中国地方連絡協議会が行う二次審査により無効となった調査票について、無効となった原因を整理・分析する。

第8 (設計協議)

本業務を遂行するに当たり、乙は甲と適宜打合せ・協議を行うものとする。

第9 (成果品)

1 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 調査報告書

(2) 電子データ (CD-R 又は DVD-R)

2 提出部数 各1部

第10 (調査票の管理、提出)

乙は、審査を行った賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票及び補足調査票等は、紛失や盗難、誤った利用などを防ぐように、適切に管理し、甲が別途指示する期日後、確実に、かつ、速やかに廃棄すること。また、その方法について事前に甲の承諾を得て、乙は実施完了を証明することとする。

第11 (業務期間)

本業務の業務期間は、契約締結日から令和9年2月26日までとする。

【特記及び追加仕様事項】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務の内容		一次審査 (オンライン調査) 35件 一次審査 (書面・対面調査) 30件 調査件数は変更になることがあるので、その場合は甲の指示に従うこと。
追加				打合せ・協議		本業務における設計協議は、下記のとおり見込んでいる。 ・第1回目・・・業務着手前 ・第2回目・・・業務完了前
追加				成果品		成果品の提出先は鳥取県県土整備部技術企画課とする。
追加				その他		1 本業務において、必要となる資料については、初回打合せ時に双方確認し貸与することとする。 2 仕様書の別紙として以下のものを後日追加する。 ・調査対象工事一覧表 3 調査員旅費については、実態に合わせて変更することがある。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について (平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。